

第3期鹿島市障害福祉計画（案）

平成24年3月

鹿島市

I 障害福祉計画の位置づけ

1 計画の位置づけ

障害者自立支援法では、障害のある人が地域において、自立した社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付等の支援を行い、障害のある人の福祉の増進を図ることを目的としています。

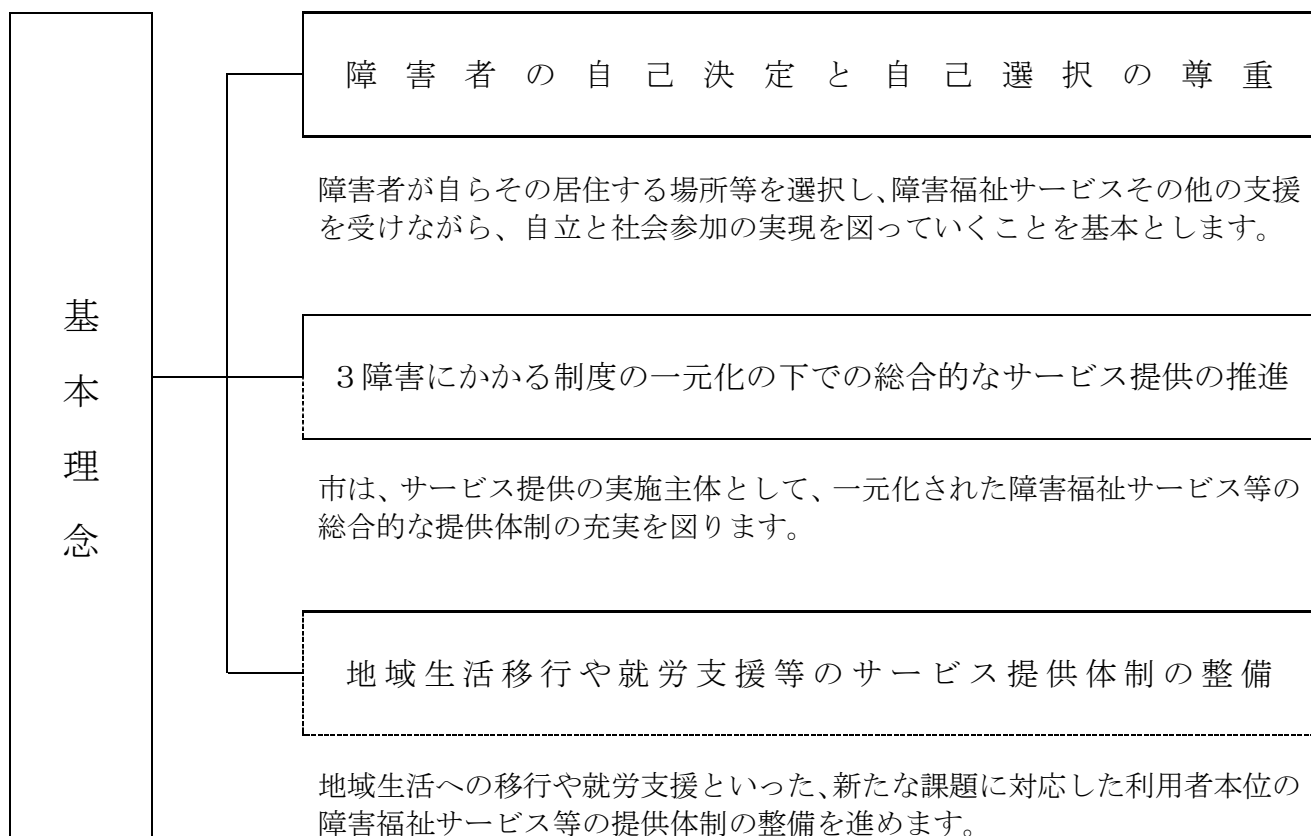
第3期鹿島市障害福祉計画（以下、本計画という）は、障害者自立支援法に基づき策定するものであり、本市で策定している総合計画や関連計画等を踏まえ、市が障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業のサービス等を提供するための基本的な考え方や数値目標、確保すべきサービス量、確保のための方策を定める計画です。

2 計画の期間

障害福祉計画は、障害者自立支援法において、3年を1期として作成することとされています。今回の第3期計画は、第2期計画を見直した上で平成24年度から平成26年度までを計画期間として策定します。

II 計画の基本理念

本市では、次の基本的理念に基づいて障害福祉計画を定め、今後の施策を推進していきます。



Ⅲ 計画の目標

サービス提供体制の整備の基本的考え方を踏まえ、次の3つの目標の達成を目指し、重点的にサービス体系の整備を行います。

[目標1] 福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設から地域生活への移行を支援するため、希望する福祉施設入所者に対し地域生活を始めるための生活訓練等のサービスを提供します。

地域生活に移行する人の数値目標については、平成17年10月現在の施設入所者数の3割を基本として、また、施設入所者数の数値目標については、平成17年10月現在の数値から1割以上削減することを基本としてこれまでの実績及び地域の実情を踏まえて目標値とします。平成26年度末において平成17年10月現在福祉施設に入所している障害者のうち、28人以上の方が地域生活に移行することを目指します。

■ 入所施設の入所者の地域生活への移行

項 目	数 値
【基礎数値】平成17年10月現在の入所者数	84人
【目標値】平成26年度末の入所者数	61人
【現状】平成23年度末の入所者数（見込）	65人
【目標値】平成26年度末までの削減見込数	23人
【現状】平成23年度末までの削減数（見込）	19人
【目標値】地域生活移行数	28人
【現状】平成23年10月までの地域生活移行数	21人

※ 地域生活移行数とは、施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ移行した数。

[目標2] 入院中の精神障害者の地域生活への移行

精神科病院等から地域生活への移行が可能であるにもかかわらず、地域で生活するための支援体制が不十分なため、やむを得ず入院を継続せざるを得ない、いわゆる「社会的入院」の状態にある患者の地域における必要な支援体制の構築を図っていきます。

■ 入院中の精神障害者の地域生活への移行

項 目	数 値
【基礎数値】 退院可能精神障害者数	18 人
【目標値】 平成 26 年度末までの減少数	11 人

※ 退院可能精神障害者数とは、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の人数。

※ 基礎数値は県が実施した調査における本市の退院可能精神障害者数。

※ 減少数とは、平成 26 年度末までに減少を目指す数。

[目標3] 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労に移行する障害者数の目標を、平成17年度の実績の4倍とし、平成26年度末までに4人が就労移行することを目指します。

公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターと協力しながら、これら障害者の就職後の悩みに関する相談等を受け付け、職場環境の改善と就労定着支援を行うとともに、ジョブコーチ制度や就労継続支援サービスを活用しながら、職場定着率を高めていきます。また、一般企業に対して障害者の特性や雇用方法などについて啓発を行い、障害者への理解を深めてもらうことで、障害者の一般企業への就労促進及び一般企業の障害者の受け入れを推進していきます。

<就労支援事業の利用者数>

- ・平成26年度末における福祉施設利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを目指します。
- ・平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援(A型)事業を利用することを目指します。

■ 福祉施設利用者の一般就労への移行

項 目	数 値
【基礎数値】平成17年度の年間一般就労移行者数	1人
【目標値】平成26年度の年間一般就労移行者数	4人
【現状】平成23年度の一般就労移行者数（見込）	3人

Ⅳ サービス見込量の推計及び見込量確保 のための方策

平成 26 年度までのサービス提供体制整備についての基本的考え方は以下のとおりです。

① 必要な訪問系サービスを障害の区別なく充実させます

障害者が地域で生活していくために必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援の各サービス）については、障害の種別にかかわらず、サービスを充実させます。また、今後想定されるニーズの増加に対応できるサービス提供体制の充実とサービスの質の向上を図ります。

② 希望する障害者に対する日中活動系サービスを充実させます

希望する障害者に対する日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所）を充実します。

③ グループホーム等の充実を図り入所等から地域生活への移行を推進します

地域における居住の場としてのグループホーム、ケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、福祉施設入所や病院への入院から地域生活への移行を進めます。

④ 福祉施設から一般就労への移行等を推進します

就労移行支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めます。

⑤ 相談支援の提供体制を充実させます

すべての障害者等が必要な障害福祉サービス等を適切に利用できるよう相談支援体制を構築します。

1 訪問系サービス

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援は、日常生活上の介助等を行うサービスです。障害者が必要な介助を受けながら在宅で生活し続けることができるよう、サービスの提供に努めます。

【障害福祉サービス提供量の実績及び見込】

サービス名	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)
居宅介護	19人	25人	32人	35人	37人	38人
自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	570時間分	611時間分	690時間分	740時間分	800時間分	850時間分
重度訪問介護	2人	1人	1人	2人	2人	3人
重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います	20時間分	23時間分	13時間分	20時間分	20時間分	22時間分
同行援護	—	—	0人	1人	2人	2人
視覚障害者の外出時に必要な支援を同行して行います	—	—	0時間分	20時間分	40時間分	40時間分
行動援護	1人	2人	3人	4人	5人	5人
自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います	11時間分	21時間分	50時間分	60時間分	70時間分	70時間分
重度障害者等包括支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います	0時間分	0時間分	0時間分	0時間分	0時間分	0時間分

※同行援護は平成23年10月にスタートした新しいサービスです。

サービス提供体制確保のための方策

サービス	サービス概要	サービス整備方針
居宅介護	ホームヘルプサービスを提供します。	介護保険事業と連携調整を図りながら、在宅の重度障害者と家族のため、サービス提供の時間帯の拡大など需要に対応したサービスの提供に努めます。
重度訪問介護	居宅における入浴、排泄または食事の介護、外出における移動の介護を総合的に提供します。	重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する障害者が対象になるため、事業者や派遣員の確保に努めます。
同行援護	外出時に同行し、必要となる排泄、食事等の援護、その他必要な支援を行います。	視覚障害者で移動に著しく困難を有する障害者であって外出時援護を要する方に対応したサービスを受けられるよう、事業所の確保に努めます。
行動援護	外出及び外出の前後に行動障害因子からの回避等の予防的対応、自傷・他害等に関する制御的対応、身体介護的対応を行います。	知的障害者、または精神障害者で行動上著しく困難を有する障害者であって常時介護を要する方に対応したサービスの提供に努めます。
重度障害者等包括支援	個別支援計画に基づき、居宅介護その他の障害福祉サービスを包括的に提供します。	介護保険事業との連携・調整を図り、在宅の重度の障害者が通所して入浴・給食・日常動作訓練などのサービスを受けられるよう、通所施設の確保と充実に努めます。

2 日中活動系サービス[介護給付]

常時介護を必要とする重度の障害者が、日中、必要な介助を受けながら安心して生活できるよう「生活介護」や「療養介護」等のサービスを提供します。

また、家族等の休息や就労、緊急時のための支援として「短期入所」を提供します。

【障害福祉サービス提供量の実績及び見込】

サービス名	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)
生活介護						
常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します	20人 347人日分	38人 827人日分	54人 1,000人日分	55人 1,120人日分	58人 1,200人日分	60人 1,200人日分
療養介護						
医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います	0人	0人	0人	10人	11人	11人
短期入所						
自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	6人 50人日分	4人 30人日分	6人 50人日分	7人 54人日分	7人 54人日分	8人 60人日分

サービス提供体制確保のための方策

サービス	サービス概要	サービス整備方針
生活介護	<p>常時介護を要する障害者であって、主として昼間において、障害者支援施設等において行われる入浴、排泄または食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の支援を行います。</p>	<p>常時介護が必要な障害者であって、障害程度区分が3以上の方(併せて施設入所を利用する方は区分4以上)、また、年齢が50歳以上で障害程度区分が2以上の方(併せて施設入所を利用する方は区分3以上)の方に対応したサービスの提供に努めます。</p>
療養介護	<p>医療を要する障害者であって、常時介護を必要とし、主として昼間において病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話の支援を行います。</p>	<p>医療及び常時介護を必要とする障害者のうち、長期の入院による医療的ケアを要する方に対応したサービスの提供に努めます。</p>
短期入所	<p>短期間入所し、入浴、排泄または食事等の介護や日常生活上の支援をします。</p>	<p>介護保険事業との連携・調整を図り、在宅の重度障害者に対し必要に応じたサービスを提供できるよう、入所施設を確保整備していきます。</p>

3 日中活動系サービス[訓練等給付]

障害者が自立して生活するために必要な訓練や、就労のための訓練等の日中のサービスを提供します。

【障害福祉サービス提供量の実績及び見込】

サービス名	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)
自立訓練（機能訓練）						
自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います	0人 0人日分	0人 0人日分	0人 0人日分	0人 0人日分	0人 0人日分	1人 20人日分
自立訓練（生活訓練）						
自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います	1人 5人日分	2人 40人日分	3人 80人日分	3人 80人日分	3人 80人日分	3人 80人日分
就労移行支援						
一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	13人 246人日分	19人 369人日分	10人 210人日分	12人 220人日分	12人 220人日分	15人 270人日分
就労継続支援A型 (雇用)						
一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	9人 140人日分	21人 408人日分	17人 400人日分	18人 410人日分	19人 420人日分	20人 450人日分
就労継続支援B型 (非雇用)						
一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	37人 733人日分	47人 841人日分	59人 1,000人日分	65人 1,200人日分	65人 1,200人日分	70人 1,300人日分

サービス提供体制確保のための方策

サービス	サービス概要	サービス整備方針
自立訓練 (機能訓練)	身体障害者を対象とした、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練を行います。	地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持向上を図るため、一定の支援が必要な身体障害者を対象とし、支援します。
自立訓練 (生活訓練)	知的障害者・精神障害者を対象とした食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を行います。	地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上を図るため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者を対象とし支援します。
就労移行支援	企業等への就職または在宅での就労・企業を希望する65歳未満の障害者に対し、一定期間にわたり、事業所内や企業における生産活動等の機会を通じて就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練を行います。	一般就労を希望し、知識、能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労が見込まれる方(65歳未満)を対象とし、企業等への就労や技術を取得し、在宅で就労を希望する方などを支援します。
就労継続支援 (A型)	<p>①就労移行支援事業を利用して企業等の雇用に結びつかなかった方</p> <p>②盲・ろう・養護学校の卒業後就職活動を行っても企業等の雇用に結びつかなかった方</p> <p>③就労経験があるが、現に雇用関係の状態に無い方</p> <p>上記の①～③で65歳未満の障害者に対し、事業所との雇用契約に基づく生産活動等の機会を通じて就労に必要な知識・能力向上に必要な訓練を行います</p>	就労機会の提供を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な方(65歳未満)を支援します。

サービス	サービス概要	サービス整備方針
就労継続支援 (B型)	<p>①企業等や就労継続支援事業（A型）での就労経験を持つものの年齢や体力の面で雇用されることが困難になった方</p> <p>②就労移行支援事業を利用しても企業等や就労継続支援事業（A型）の雇用には結びつかなかった方</p> <p>③ ①②に該当しないものの50歳に達している方、または施行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や、就労継続支援事業（A型）の利用が困難と判断された方に対し、雇用契約は結ばずに生産活動等の機会を提供します。</p>	<p>就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった障害者や、一定年齢に達している障害者などであって、就労の機会を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される方について支援します。</p>

4 居住系サービス

障害者の自宅以外の生活の場として、入所施設やグループホーム・ケアホームの確保に努めます。

【障害福祉サービス提供量の実績及び見込】

サービス名	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)
共同生活援助（グループホーム）	21人	25人	29人	30人	32人	35人
夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います						
共同生活介護（ケアホーム）	68人	68人	65人	64人	63人	61人
夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います						
施設入所支援	68人	68人	65人	64人	63人	61人
施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います						

サービス提供体制確保のための方策

サービス	サービス概要	サービス整備方針
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活援助は、日中は就労や生活訓練、就労移行支援等の通所事業を利用する障害者を対象に、日常生活上の世話等を行います。	地域移行が進む中で、見込まれる需要増加に対応できるよう、その取組みを支援します。
共同生活介護 (ケアホーム)	家事等の日常生活上の支援を提供するとともに、食事や入浴、排泄等の介護を併せて実施します。	障害者のケアホームへの支援を拡充していきます。事業者と連携を図りながら居住施設の確保に努めます。
施設入所支援	入所施設で夜間における入浴、排泄等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。	介護保険事業との連携・調整を図り、広域で調整しながら、障害者の要望に対応できるよう、事業者と連携を図りながら居住施設の確保に努めます

5 相談支援

計画相談支援は、障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障害者等を対象に自立支援サービスの利用計画を作成するサービスです。これまでのサービス利用計画作成に相当し、平成24年度から対象者を大幅に拡大し実施されるものです。

地域相談支援は、施設入所者・入院患者を対象に退所（退院）後に地域における生活に移行するための支援を行う地域移行支援と、一人暮らしの方などを対象に常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に対応する地域定着支援があります。地域相談支援は、障害者の地域移行を促進するために平成24年度から実施されるものです。

【障害福祉サービス提供量の見込】

サービス名	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)
計画相談支援	0人	10人	15人	18人
地域移行支援	0人	1人	1人	1人
地域定着支援	0人	1人	1人	1人

※ 1月あたりの利用者数

サービス提供体制確保のための方策

相談支援事業については、福祉事務所内の障害者総合相談窓口障害者支援相談員3名を配置し、来所や電話による相談のほか、訪問による相談を行い、障害者が抱える様々な問題や希望に対応できるように配慮しています。また、相談支援事業を効果的に実施するため、保健・医療関係者、雇用関係機関、障害者団体、学識経験者等の関連する分野の関係者からなる杵藤地区自立支援協議会に積極的に参加し、ネットワークの構築を図ります。

V 地域生活支援事業

1 事業の基本的考え方、内容

障害者がある有する能力及び適性に依じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者自立支援法に基づいた地域生活支援事業を実施します。

2 必須事業

障害者相談支援事業

障害者やその介護者等からの相談に依じ、情報提供やサービス利用支援を行うとともに権利擁護のために必要な援助などを行う事業です。身近な所でいつでも相談できるよう、鹿島市役所内に相談支援員を配置し、窓口相談や訪問相談を行います。

- ・ 福祉サービスの利用援助に関する業務
- ・ 社会資源を活用するための支援に関する業務
- ・ 社会生活力を高めるための支援に関する業務
- ・ ピアカウンセリングに関する業務
- ・ 権利の擁護のために必要な援助に関する業務
- ・ 専門機関の紹介に関する業務
- ・ その他市長が特に必要と認める業務

コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある聴覚障害者（児）等に、手話通訳及び要約筆記等の方法により、聴覚障害者（児）等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化により、聴覚障害者（児）等の社会生活上の利便を図り、もって聴覚障害者（児）等の福祉の向上を図る事業です。手話ボランティア団体等と連携しながら、手話通訳者、要約筆記者等の養成・確保に努め耳の不自由な方と健聴者とのコミュニケーションの円滑化に努めます。

日常生活用具給付等事業

障害者等に対し、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図り、もって障害者等の福祉の増進に役立てる事業です。日常生活用具を必要とする重度障害者等に対し、サービス事業者と連携しながら、適正な用具を必要とするとき、迅速に給付・貸与が受けられるよう努めます。

移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出に移動の支援の必要があると市長が認めた障害者等に、屋外での移動が困難な障害者等に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図る事業です。個々の障害者等のニーズや状況に応じ、タクシー券の配布や、移送サービスなどの事業を行い、地域での自立生活や社会参加を積極的に促進します。

地域活動支援センター事業

在宅の障害者に対し、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業をおこなうことにより、障害者及びその家族の地域における生活を支援し、在宅の障害者の自立及び社会参加の促進を図る事業です。地域活動支援センターを通じて、創作的活動または生産活動の機会の確保充実に努め、障害者が住み慣れた地域の中で安心して生活を送ることができるよう支援します。

3 任意事業

訪問入浴サービス事業

重度の在宅身体障害者に対し、入浴車による在宅入浴サービスを提供し、在宅生活を支援する事業です。家庭での入浴が困難で、常時介護を要する重度障害者等に対し、事業者と連携を取りながら、より快適で安全な入浴サービスの提供に努めます。

更生訓練費給付事業

自立訓練事業などを利用している身体障害者に対し、更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る事業です。該当する入（通）所者に対し、適切に訓練費を支給するよう努めます。

日中一時支援事業

日中において監護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と市長が認めた障害者等に、日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図る事業です。障害者等の家族の支援及び障害者の適切な日常的な訓練等が日中受けられるよう、事業者の確保充実に努めます。

自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車の手動装置等の一部を改造することにより、障害者の社会参加を促進する事業です。就労等の社会参加が見込まれる障害者に対し、積極的に支援を実施します。

福祉ホーム事業

現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援する事業です。家庭環境や住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障害者に対し、事業者と連携を取りながら、必要な施設を確保していくよう努めます。

【地域生活支援事業のサービス提供量の見込】

区分	サービス名	単位	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	
必 須 事 業	(1)障害者相談支援事業						
	ア 相談支援事業						
	障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	
	地域自立支援協議会	箇所	1	1	1	1	
	イ 市町村相談支援機能強化事業	箇所	0	0	0	1	
	ウ 成年後見制度利用支援事業	箇所	1	1	1	1	
	エ 住宅入居等支援事業	箇所	0	0	0	0	
	(2)コミュニケーション支援事業	人	2	2	3	5	
	(3)日常生活用具給付等事業						
	ア 介護・訓練支援用具	件(延べ)	4	5	5	6	
	イ 自立生活支援用具	件(延べ)	3	3	3	4	
	ウ 在宅療養等支援用具	件(延べ)	2	3	3	5	
	エ 情報・意思疎通支援用具	件(延べ)	6	5	5	5	
	オ 排泄管理支援用具	件(延べ)	190	200	200	210	
	カ 居宅生活動作補助具(住宅改修費)	件(延べ)	3	3	3	4	
	(4)移動支援事業(タクシー券の利用者の算出が困難なため数値は表示していない。)	人 延べ利用時間	- -	- -	- -	- -	
	(5)地域活動支援センター事業	箇所 人	1 12	1 12	1 12	1 12	
	任 意 事 業	(6)訪問入浴サービス事業	箇所 人	2 8	2 8	2 8	3 9
		(7)更生訓練費給付事業	人	0	1	1	1
		(8)日中一時支援事業	箇所 人	4 17	4 18	5 19	5 20
(9)自動車運転免許取得・改造助成事業							
ア 自動車運転免許取得助成		箇所 人	1 3	1 1	1 1	1 1	
イ 自動車改造助成		箇所 人	1 2	1 1	1 1	1 1	
(10)福祉ホーム事業		箇所 人	1 1	1 1	1 1	2 2	

VI 計画の推進体制

1 関係機関との連携

障害者にかかわる施策分野は、福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労等、多岐にわたっています。社会福祉係が中心となり、これら庁内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、計画の実施にあたっては、障害者、障害者団体、社会福祉協議会、医師会、ボランティア団体、民生委員児童委員等と連携するとともに、施設の広域利用など、近隣市町とも連携を図りながら、十分なサービス提供に努めます。

さらに、障害者施策については、就労をはじめとして国や県の制度にかかわる分野もたくさんあります。今後とも、国、県の関係各機関との連携を図っていきます。

2 計画の進行管理体制

本計画の推進にあたっては、社会福祉係が事務局となり、計画の実現に向けて毎年計画の進捗状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。